

(様式第1号)

平成24年度 第3回 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会 会議録

日 時	平成25年1月24日(木) 15:30 ~ 17:30
場 所	北館2階 会議室3
出席者	委員長 中田 智恵海 副委員長 佐々木 勝一 委員 石濱 美奈子 委員 成田 直美 委員 西部 恵理 委員 大脇 巧己 委員 河盛 重造 委員 波多野 正和 委員 谷 初美 委員 野田 京子 委員 牧野 君代 委員 津村 直行 事務局 こども課 こども施策担当課長 宮本 雅代 こども課主査 阿南 尚子
事務局	保健福祉部 こども課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会の挨拶
- (2) 議題1 子育て未来応援プラン「あしや」－別冊－について
- (3) その他 協議事項(計画の表紙及び空きスペースについて)
連絡事項

2 配布資料

- 資料1 子育て未来応援プラン「あしや」－別冊－ (事前配布)
- 資料2 委員会次第
- 資料3 委員会名簿
- 資料4 主な意見集約一覧表
- 資料5 資料編
- 資料6 イラスト集

3 審議経過

<開 会>

【事務局より挨拶と、会議運営上、芦屋市情報公開条例により、本日の委員会は公開が原則であることや、議事録及び委員名も公開になること、会議録作成のため、録音を実施する旨を説明】

【事務局より傍聴希望者がいないことを確認】

【委員長より挨拶】

【事務局より配布している資料の確認】

<議 事>

(委員長) それでは議題1の子育て未来応援プラン「あしや」一別冊について、事務局は説明をお願いします。

【事務局より、子育て未来応援プラン「あしや」一別冊一第1章から第5章まで、前回いただいた意見をどう反映したか等、修正を加えた箇所を中心に説明し、また社会福祉審議会での意見を併せて報告】

(委員長) はい、事務局、ありがとうございました。それでは事務局から説明のあった内容について意見交換をしたいと思いますので、どうぞ活発な意見をいただきますようお願いいたします。

(成田委員) 1つだけ質問させていただいてよろしいですか。10ページの不登校・ひきこもりのページの所の人数ですが、「病気や経済的な理由による者を除いたもの」と書いてある、この人数はここには全く入っていないのでしょうか。

(事務局) 入っていません。こちらの不登校という定義自身がそのものを除いていますので。

(成田委員) では、そういう子どもたちももしかしたらいるということですか。

(事務局) そうですね、たぶん病気で長期療欠の方はおられるでしょうし、経済的な理由で学校に行けないというのは、今は教育委員会の就学奨励の制度等もございますので、芦屋市の実態として今はないと考えてもいいと思いますが。

(委員長) 他にございませんか。

(事務局) 今回説明させていただいた本文が最後22ページまで、そして今回お付けしている資料編、これはほとんど委員名簿や今までの策定の経緯などを収めたものになりますが、それを含めても40ページほどの冊子になろうかと思えます。予定としましては今年度3月には皆さまに公表できるようにと考えておりますので、少しでもご意見がありましたら反映させていただきたいと考えております。

(牧野委員) よろしいでしょうか。先ほど不登校のお子さんがおられるという話でしたが、子どもさん自体が不登校になった場合は学校教育、まあ担任の先生とか適応教室とかがありますが、親御さんの支援がなかなか難しく、私たちがたまたま知っている人でしたから「何でも私たちに話をしてね、それで少しは楽になるなら」と言ったりして、今やっています。

やはりとてもしんどかったり、どこにも言いにくかったりして「私の育て方が悪いんだろうか」と、どうしてもそういう風に考えてしまうところが多いなという風に思っています。これは他の会でも出た意見だと思いますが、親への支援や教育と言うのであれば、分かりやすく相談できる所があればいいなと思っています。新規事業の所の「若者相談」「相談窓口の啓発」というところを本当に充実していただけるようお願いしたいなという風に思っています。

(委員長) 何か相談に来やすいような工夫はされているのでしょうか。

(事務局) そうですね。前も「家族会や親の会はないのでしょうか」というご意見を策定委員からいただきまして芦屋市内で調べましたが、芦屋の中だけで作っている不登校、或いはひきこもりの親の会というのは存在しません。親御さんの声がないのかと言えばそうではなく、ひょうご発達障害者支援センターというひきこもり気味の若者たちを支援している所に聞きますと、やはり最初に相談に来るのは親で、どうしてもなくなって来られるということです。親の心を開くことというのが解決の第一歩かなという風には考えています。私どもは今後居場所というものを、若者が集まれるような居場所も含めて親に対する居場所というのも必要ではないかと現場の声を聞きながら思っていますので、この施策の中に具体的には出ておりませんが、「若者相談」もしくは「若者相談の啓発」の一環としてやっていけたらと思います。

先ほどの社会福祉審議会でも同じような親御さんの悩みを聞くことで少しは気分も晴れると言っていました。それを専門的な部分で結びつけるということも必要かと思しますので貴重なご意見ありがとうございます。

(委員長) 他に何かありますか。

(河盛委員) ちょっといいですか。この2章の「若者世代を取り巻く状況」と4章の「具体的施策」との関係というのがちょっと分かりにくいという気がします。ひきこもりとか不登校とか色々書いてありますが、こっち（具体的施策）を見ると「相談」で終わってしまっている。これでいいのかなということですが。

(津村委員) 行政の立場からお答えしますと、社会福祉審議会でも出ましたがこれから取組んでいく多くの課題があると思います。ただこの計画そのものが次世代の中に組み込むということからあと2年間の計画でございます。芦屋市の現状から申し上げますと、現在の所青少年施策というのは非常に遅れている状態です。この計画そのものについても、21年に法律ができて芦屋市が取組んだのが24年ですから、立ち遅れている状況ではないかと。この2年間で遅れている芦屋市でまず何ができるのか。行動計画ですので多くを盛り込むことはある意味可能かもしれませんが、そうすると実態がついていかないという問題があるのではないかと思っています。

今の芦屋市の青少年施策は教育委員会の中に青少年施策に関わる所掌事項がございまして、市長部局側の福祉には児童福祉に関わる直接的な課題はあるものの、青少年施策そのものについては取組んでいなかったという状況がございまして。雇用の問題や、学校での不登校の問題、それから何らかの支援を要する若者世代に対応するということからしますと、今回の法ができたように縦割りを何とか一元化する中で取組んでいかななくてはいけないという課題がござい

ます。したがって、その取組みの第一段というのが今回の計画に盛り込める最大の内容ではないか、というのが今の行政の考え方でございます。

(河盛委員) 今までの行政の相談という、単に話を聞いて終わりというのがよくあると思います。ある程度想定される相談内容について、ある程度次の道筋というものを作っておかないと、ただ話を聞いて「そうですね」と言って終わってしまいそうな感じがします。

(津村委員) おっしゃる通りでございます。悩んでおりますのは若者世代の就業していない雇用の問題です。芦屋市単独で雇用の斡旋ができる機関がございませんので、そのような取組みというのは県が雇用施策をずっと行って参りました。芦屋市内で雇用を促進できる企業が、本当に限られた街ですので市として単独でそのような事業をすることが非常に難しい。担当課長を含めて近隣で言えば神戸市や西宮市や尼崎市さんなどは市独自でそのような取組みをするようなネットワークみたいなものを立ち上げておられますので、芦屋市としてはそこに繋いでいけるような取組みをしていかざるを得ないのではないかなと思っています。

(河盛委員) あの、例えばですね、「うちの子供が30歳で5年間引きこもっているのですがどうしましょう?」と言って相談に来た場合、どこに繋ぐのですか。繋ぐ先はあるのですか。

(津村委員) それは専門職を雇用する中で、個別に対応していかなくてはならないと思います。「それはこの人に相談すれば全てが解決する」というようなものはないと思います。

(河盛委員) ただ話を聞くでしょう。その次にどこかに繋ぐとか、相談者側から解決策を見つけるのはちょっと難しいですよ。やはり次に繋ぐには、繋ぐ先を持っていないとデータで言うとひきこもりだけでも相当おられるので、みんなが相談に行ったら大変ですよ。

(津村委員) 先ほどの会でも言われましたけれど、小学校1年生で少しだけ登校し、それから高学年になるのに全く学校に行っていないお子様もおられるということでした。これを一気に解決するのは非常に難しい問題だろうと思います。ですから今福祉でやっているトータルサポートのように、この分野については福祉のどの部分がサポートするとか、この分野は教育委員会と連携してどこに繋いでいこうかという、そういう手探りの中でやっていくことにはなるだろうと思っています。青少年施策というのは教育委員会部門も市長部局も頭を抱えている問題だろうと思っています。お答えになったかどうかは分かりませんが。

(副委員長) いいですか。私は普段京都におりまして、京都市が面白いことをやり始めたのですが、京都市の障害者施設、昔で言う作業所みたいな所で、今まではそういう所は障害者手帳がないと利用できないということになっているのですが、「京都市の学生で手帳はないがボーダー的な子、京都市在住の子とかを受け入れたら市単で利用料を出します」と言ったら今結構来ているらしいです。各大学の学生などから就労に結びつきそうにない学生を受け入れたりと、うちの大学の近所では学生が何人か利用させてもらっています。やはり福祉の解決できるホームラン策はないんですよ。どこかに繋ぐ前段階の訓練とか何かするのには市単位でやらないとなかなか解決が難しい。11ページの広義のひきこも

りの457人をこのまま放置しておくとおそらく将来家族が面倒を見切れなくなったら、生活保護や精神科に入院とか、後になったらお金がかかると思いますが、今のうちに何らかの形で可能性を引っ張り出すような施策を取られた方が、市として僕はいいのではないかと思います。

(津村委員) ご指摘の通りでございますが、全てにおいて芦屋のコンパクトさの難しさがあります。例えばそういう作業所のような所もそれほど数がありません。若者の就職先についてもそうです。そこまでコンパクトになっているが故に、斡旋し施策を展開する難しさがあります。どうやって繋いでいくかは先ほどにも話に出ましたが、手探りでやっていくことになるだろうと考えています。

施策をより具体化し、新たな施策というものは27年度の次の計画の中に相談支援の中から生まれてきた実態であるとか課題であるとかを盛り込んだ解決手法は次の計画に委ねざるを得ないのかなというのが正直なところです。

(委員長) 次の計画というのは26年度後のことですか。

(津村委員) 27年からの計画ですから、実際には25年度の後半から取り掛かることになると思います。この計画が出来てすぐですが、アンケート調査を実施し1つの計画を作ろうと思いますと概ね1年から1年半かかります。ですからこの計画が行動計画としてスタートして半年もすれば、また新たな計画作りがスタートということになりますから、そこに窓口も含めて入ってくる情報と、新たな実態調査の中からの次の一手を見出す施策はそこに委ねざるを得ないのかなという風に思っております。

(委員長) いや、でも受皿的なものが芦屋市内にはそんなにないから、そんなに簡単に繋げないと言われると何もできない、じゃあこの広義のひきこもりの457人はどこに行っても「ああそうですか」と聞いて終わってしまうということになり兼ねないですね。どこかに繋ぐとしても、どこかに繋ぐ先が十分じゃないとおっしゃったわけでしょう。

(津村委員) 市内には、です。ですから先ほど申し上げたように、神戸市であれ西宮市であれ、もう少し広域的な取り組みの中でという風に考えております。

(委員長) どこかには繋ぐということですね。

(津村委員) もちろんそうです。放っておくということではないですが、今個別相談に来られる方の事情は別としまして、取り組み方の手法としては間口が広く敷居の低い窓口で入ってくる情報を解決策へと繋ぐためには、逆に広範囲の中でその繋ぎ先を見出していかないと、芦屋市内の中だけで解決していくのは非常に難しいだろうと思います。

(委員長) 「どこかに相談窓口から繋ぐ」という文言を入れたらどうですか。これだと「窓口があるよ」ということで終わっていますから、相談に行ったら具体的にどうしてくれるのかというのが見えませんよね。せっかく意見が出たのですから可能な範囲でどこかに繋ぐという。

(成田委員) 今のやり取りを聞いていて非常に心配になったのは、やっとの思いで電話をしたのに結局よくあるたらい回しにされるであるとか、その方に「じゃあ次はここに電話をしてください」と言われても、さっきやっとの思いで電話をしたのにまたここに電話をするのかと、結局はそこもまたどこかに繋ぐというような不安があります。それであればこちらから連絡をさせるくらいの、その人に

「ここに電話してください」ではなくて、どちらからかその人に連絡を入れるくらいのシステムになっていないとせつかくこのような計画を作っても「こういうものを作ったぞ」という満足感で終わってしまうのかなという心配があります。

(津村委員) 今の行政そのものもそうですが、今おっしゃっている様にたらい回しにするということではなくて、それぞれ専門的に関わっているということはあると思います。キーとなるコンシェルジュの役割を今は福祉の総合相談窓口が福祉センターに持っていますが、相手の方々をどこ何処に行ってくださいではなくてそういうケースが正しく支援できる所に受けた側が繋いでいくというやり方でございますので、今のご心配はなかろうかと思っております。

(成田委員) そういうことであればやはり、そういうことをここに書いてはどうでしょう。

(津村委員) ということは、「総合相談窓口」の後のところですね。それに近い形でその表現になっているのは21ページの所の下から2つ目になるのでしょうか。

(事務局) 「協働で課題を解決する取り組みの推進」の所ですかね。

(津村委員) ここにある「トータルサポート」という表現がおかしくなる。

(事務局) この「新」と書いてある事業につきましては、前の計画から引っ張っている再掲ではございませんので、例えばご指摘のあった「福祉の総合相談窓口」や「若者相談」の事業内容をもう少し具体的に表現することも可能かと思えます。「関係機関と連携し、問題解決に向けた支援に」というのを、「適切な支援機関に繋ぐ」とかという形で事業内容の表現をもう一度推敲させていただきますでしょうか。

(委員長) そうですね、委員の皆さんいかがでしょうか。もうちょっと具体性を持った方がいいと思うんですね。

(津村委員) ですから今の21ページの下から2番目の所を「地域福祉課」としないで「関係課」として、今ご指摘いただいた内容をこの事業内容に書き込んでいくということよろしいでしょうか。

(委員長) では、それでよろしくをお願いします。

(波多野委員) 地域福祉課と2段書きにするかですね。「関係課」という形ではおかしいですか。

(津村委員) 今みたいに学校という話になれば、全然違いますから。今までそういう窓口もキーとなるセクションも実はないと言うか、動いていないと言うか、青少年施策というのは今は青少年センターというセクションと、課題があるとすれば愛護センターという所が関わり、義務教育児童に関連するのは学校教育課が関わっています。

(事務局) はい、そうしたら相談につきましては、受けた部署が行政であれ関係機関であれ確実に支援に繋がるような仕組みを作っていくというのが目標になりますので、その最初の突破口というのを新しい事業の中で表現として盛り込んでいきたいと思えます。具体的にここという部署をお示しできないですが。

(委員長) 例えば簡単にできるのは「457人の方たちが、出会って話し合う場作り」のような、何も専門家が入らなくても仲間同士で支えあっていけるような、閉じこもっているのは自分だけじゃないんだという、一緒に閉じこもろうということになると困りますが、でも中には出かけていこうという人たちがちょこち

よこ出てくればいいですね。それだったらそんなにお金もかかりませんし、場さえあれば。

(津村委員) 辛い問題が2つありまして、1つは25年度の状況から言いますとそれだけの職員を配置する手立てがされていません。採用試験が終わっているという状況からしましてね。

(委員長) いや、職員はいらなくて、「ここにスペースがありますよ」という場所だけ確保しておく。例えば「土曜日の2時から5時までは空いている」となると、いつでもそこに行って何かが仲間同士でできるという風になるといいのではないのでしょうか。あれこれできない要素を一生懸命探していると絶対できませんから、できる範囲でできることを工夫されることが大事ではないかと思っているのですが。

(津村委員) 心して取り組みたいと思いますが。

(委員長) それもどれか1つ文言を入れられないでしょうか。

(事務局) 居場所づくりですね。もし入れるとしたら・・・。

(委員長) 居場所づくりということになると、誰か職員がいないといけないということにならないですか。

(事務局) いや、フリースペースのような感じで、17ページの社会参加の機会の拡大と気軽に集える居場所づくりのこの項の所に、全く今はしていないけれども実施していくという事業を1つ検討させていただきます。

(津村委員) スペースはあると思います。体育館青少年センターも然り、福祉センターも然り。これは行政の性なのですが、どうしても管理主体に考えてしまうケースが多くございまして、それぞれの館の今の開設状況を見ますと、それこそ子どもや若者が自由に使えるようになっていないというのが実情です。だんだんと制限が加えられていきます。そこが悩みの種です。

(牧野委員) 場所はあると思います。私は17ページの「新」と書いて「図書館のフリースペース」とあるのですが、本当にここにフリースペースで市民に開放してくれるだろうかと思っています。

(事務局) 自動販売機のある小さな小部屋みたいな所ですよ。

(牧野委員) ちょっと大きな声で喋っていたら怒るでしょう。そしたら子ども達が自由に言って自由に話したい時にできるかなと。

(津村委員) 委員長にはご指摘を受けましたが、どうしても我々の権限が及ばない状況下の中で色々な問題が起きてきているのは事実ですね。なぜそんなに制限をするのだろうと。子ども達の集まる場所というのはそれこそコンビニの灯りの場所ではありませんけれど、あまり監視の目がない所に集まりますよね。それがいいことか悪いことかは別の問題としましてね。全ての行政の今の施設を見ると管理主体なので、全部逆の状態にあるという実態です。

(委員長) 例えば明石市なんかは明石城のあの広場で不登校の子どももそうでない子どもも一緒に遊ぼう会というのをやってらっしゃるんですね。不登校の子を持つ親の会です。親の会がそこをみんなサポートしている。管理ではなくサポートです。

(津村委員) それはどこが音頭を取っているのですか。

(委員長) いやいや、民間ですよ。

(津村委員) 民間ですか。

(委員 長) 不登校の子を持つ親の会がやっています。「オレンジの会」ではなくて、「明石の不登校を考える会」という。

(津村委員) これは元々親への支援という部分やそうした取組みというものは芦屋でも社会教育の分野でやられてきていたんです。それが不登校ということだけではなく、そういうものも大きな教育問題として学ぶ場の提供をしたいという、そういう教育問題を継続して取組んで行こうと。子どもが学齢期にある頃は教育問題をやり、子ども自身が育ち逆に自分たちが高齢期を迎えてきた中では高齢者の問題を学んでいくというのがそうした取組みを講座などを通してグループ化することによって地域の中で取組んでいただいた経緯はあるのですが、今社会教育そのものがそうしたことにあまり取組まれていないという風には思いません。そうした親への教育という問題を福祉の中で担っていくべき問題なのかどうなのか、そこが非常に難しいなど。

(委員 長) 教育で考えると福祉の領域ではないかもしれませんが、彼らの生活全般を支えるという意味からすれば福祉の領域になりますから、そういう親の会の人たちのリーダーシップを取っている人たちを逆に行政がサポートするという形ではあり得るのではないのでしょうか。

(津村委員) 今後その25年度から動いていく新しい芦屋市の組織の中ではその第一歩が踏み出せるのではないかと思います。「こども健康部」という組織が出来るという事と共にそこには併任辞令と言いまして、元々教育委員会にいる職員をその部署も併せて仕事をしなさいという辞令を交付する予定にしています。したがってこの福祉と言うのか、子ども分野を担う所と教育委員会が一丸となってそのような取組ができる組織にしたいというのが1つの柱です。

(委員 長) 組織そのもののあり方が変わるから、生活を見るのと教育が一緒になるから25年以降は可能性がありますよ、ということですね。

(津村委員) やりやすくなるということです。

(委員 長) でもそれだったら具体性がないですよ。何をやるのかが見えていないから。だから例えば仲間同士の交流をサポートするという、何かそういう親の会とかひきこもりの本人の会とか少しずつ出てきていますよね。神戸市はさっき「オレンジの会」と言われましたけど。そういう所に補助金を出すとか。沢山でなくても3万円や4万円でもいいんです。そういう形のサポートをするなど、明確にするということですね。

(谷 委員) 今は立ち上がっていないけれども、もし立ち上がった場合にはそういうことも支援していきますよということを謳われれば、社会福祉団体の1つとして認めていただければということになっていきますよね。繋がっていくというか、次のステップには入っていきますよね。親の会がないのであれば親の会を作っていくという支援にもなりますよね。

(委員 長) そうしたら本当に行政が関わって大仰にしなくても、地道に地域に根付いていくと思います。

(津村委員) これまでは補助金を出すということではなく、そういう人たちが活動できる場をより活動しやすいように場の利用に係る費用の減額をしていました。そうするとあまり活動していない所はあまり恩恵を受けませんが、頻繁に活動する

所については補助金を出すのと同等の支援ができるという仕組みづくりをしてきました。ですから今みたいにご指摘があるような補助金を出してやっていると、市として検討していく課題になっていくだろうなと思います。

(委員 長) しかしそんなにお金のかかることではないので、検討していくというような大層に言われなくても実績があれば応援してやろう、みたいな。障害者の団体などでしたら公民館とか元々場があったら無料で使えますよね。そのようなものは補助金に値するもの、一緒にサポートをするものの中には入らないでしょう。

まあ、例の1つです。具体的にどうサポートするか、この457人をこのまま放っておくのか、何らかの手立てを打とうとする姿勢があるのかということを見えるように。

(副委員 長) 何らかの仕掛けを作るということは大事ですよ。仕掛けを皆さんの知恵を借りてやられたらいいと思います。例えばまた京都ですが、京都は区単位できっかけを作っています。僕は利用されていますが。右京区の学童保育ですが、学童保育は結構あるのに障害児は弾かれてしまいます。その受皿ということで、うちの学生たちを使ってやっているんです。年間5万円しかくれませんが、でもそれで学生たちは喜んでお茶代とかおやつを買ったりとか、子ども達と一緒に食べる機会を作ったりとかして結構喜んでやってくれています。行政はそういうことに関わりだけで十分いい効果が生まれてくると思います。芦屋だったら芦屋独自の発想をされたらいいと思います。

(河盛委員) すみません、この457人というのはあくまでも統計的な推定的な数字ですけど、実際問題としてこういう人たちで相談に来る人というのは何パーセントくらいいるのですか。

(事務局) たぶん1割もないと思いますね。

(河盛委員) ほとんど来られてないということですね。

(事務局) 同じ方が何度も来られて相談件数としては挙がってきますが、実人数としては1割もないのではないかと。

(河盛委員) それと、不登校の人とひきこもりの人との関係ですよ。不登校の人が将来どの程度ひきこもりになってらっしゃるのか。どの程度関係があるのでしょうか。統計とかあるんですかね。

(津村委員) ないですね。社会福祉審議会でも実態を把握するべきだとの意見がありました。

(河盛委員) 不登校は必ずしも悪いこととは思っていないんです。学校で散々いじめられて我慢しているよりはずっといいです。ですから、必ずしも悪いことではなくて、不登校でも実際意欲的になっておられる可能性もあると思うのですが、ただそれとひきこもりになってしまうのとどの程度関係があるのか。

(津村委員) 不登校やひきこもりという相談ではなく、例えば生活保護の窓口にいわれる経済的な問題から相談に来られたところから、そういう中の状況が分かってくるであるとか、児童虐待のケースの中から色んな状況が見えてくるなどのケースはあると思います。不登校の場合は教育委員会に相談に行っている可能性はあると思いますが、具体的に相談というのが教育委員会から外には出ていないです。

(河盛委員) 例えば「ひきこもりの相談をします」という大きなポスターを作れば、結構人は来ると思うのですが、相談しても解決しなければ相談に行っても意味がないのでね。その辺りはどうですかね。

(委員長) 解決は難しいかもしれないけど・・・。

(河盛委員) 集まりを作るきっかけにはなりますかね。

(委員長) そう思います。457人というのは1割来たら45人ですよ。45人のうちの4人でいいからひきこもりをしても、外に出てきて楽しそうにしているとかな。問題と言うか、課題は変わりませんが、その子の視点が変わって生きていくことが可能になるという、そういうあり方もあっていいと思います。

(河盛委員) よくひきこもりの人はインターネットで仲間とどうとか言いますが、実際の所はどうですか。

(委員長) うちなんかにかかってくるのは、それこそ本当にどこに行ってもダメだから他のひきこもりの人を紹介してほしいというのがメールで来ます。でも私たちはメール同士の繋ぎ方はしないんですよ。例えば明石だったら明石の不登校を考える会とかでひきこもりについて詳しい人がいますから、そういうところに繋ぐとか或いは「オレンジの会」に繋ぐとか「障害の会」に繋ぐとか、色々その話を聞いてみてくださいとか、行ってみてくださいとかのお願いをします。それで行ってみてどうだったかを知らせて欲しいと伝えます。やっぱり止めますと言う人もいますが、そういうグループの活動に行ってみますと言う人もいますし、参加しようと思えますという人の方が多いです。どこかに繋がります。

(河盛委員) 「ひきこもりネット」と入れたらぱっと繋がると、そういうものはないのですか。

(副委員長) 検索ですか。あります、あります。「自称ひきこもり」と言う人たちは沢山いますから。むしろその子達はネットを使って発信して来ます。

(委員長) でもひきこもりのネットは危険ですよ。うつ病のネットとかひきこもりのネットとかと言うのは危険だと思います。いわゆる専門職とか行政とかが紹介するということはできないです。

でも相談窓口ができて、その子達が4人でも5人でも来てくれればそこで繋がりができますよね。そしたらその中で遊びをすとかスポーツをすとか、何らかの形で自分の生きるということをもう少し違った角度で視点を変えて見ることができてくると、もう大成功だと思います。だから457人のうちの1人でも2人でもいい。行ったら何らかの、前に進まなくても明るくその場にいられるとかいうことが大事だと思うので、1人でも2人でも、そこに相談に行ってみようということになるのでね。可能なことを今できる範囲で考えていただけたらなと思います。「仲間同士の支え合いの場を作る」みたいなものを、ひと言入れていただけたらと思います。

他に何かなければ、これで協議を終了いたします。皆さまご意見いただきありがとうございます。では、事務局の方にお返しいたします。

【事務局より、その他協議事項として計画の表紙及び余白に入れるイラストについて説明し、配布しているイラストの中から、よいと思われるものを3つ選

んでいただくよう依頼】

【引続き事務局より連絡事項を伝える】

(津村委員) 皆さまに集まっていたくのは本日が最後ということになりますが、本日いただいたご意見の調整などは委員長と調整させていただくということでご了解をいただきたいという風に思います。

(委員長) はい、お任せいただいてもいいでしょうか。

(事務局) よろしく願いいたします。

(委員長) はい、それではこれを持ちまして第3回次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会を終了いたします。お帰りの際には先ほどの投票の紙を事務局の方にお渡しいただきますようお願いいたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

<閉 会>